

愛知県多言語観光パンフレット作成業務委託仕様書

1 目的

2024 年度に作成した愛知県の観光魅力全般を紹介するための多言語観光パンフレット（以下「パンフレット」という。）をベースに、掲載内容の更新、増刷及び言語の追加を行い、海外の旅行会社やメディアへのセールス活動等に活用することによって更なる本県の知名度向上と誘客促進を図る。

2 業務内容

2024 年度に作成したパンフレットをベースとし、観光素材の追加・削除や内容の修正、地図の修正等を行う。

(1) 言語

現行の英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、タイ語、インドネシア語に新たにベトナム語を追加する。

(2) 作成部数

36,000 部

（内訳）

・ 英語	10,000 部	}	増刷
・ 中国語（繁体字）	5,000 部		
・ 中国語（簡体字）	5,000 部		
・ 韓国語	4,000 部		
・ タイ語	4,000 部		
・ インドネシア語	4,000 部	}	→ 新規
・ ベトナム語	4,000 部		

(3) 規格等

- ・ A4 判 縦 8 頁 観音折り
- ・ カラー 4 色 両面刷り
- ・ コート紙 四六判 76kg

(4) デザイン

- ・ ネイティブの嗜好を反映させたデザインとすること。
- ・ 表紙は本県への来訪動機を喚起するようなデザイン・レイアウトとすること。

(5) 掲載内容

- ・ 観光情報を魅力的なイラストや写真等を用いて掲載すること。また、独

自で撮影を行うなど来訪動機を喚起するような魅力的な写真を掲載するよう努めること。

- ・掲載する観光施設等の写真の使用許諾申請及び掲載内容等の確認、校正は委託事業者で行うこと。
- ・パンフレットに掲載する観光素材の名称、説明文、地名及びその他の表記を各言語に翻訳すること。なお、現行のパンフレットと内容の変更がない箇所の翻訳は不要とする。
- ・固有名詞の表現については、2014 年 3 月に国土交通省観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に沿ったものとし、表記の統一を図ること。
- ・愛知県観光 P R 用ロゴマーク（別表「愛知県観光 P R 用ロゴマークのバリエーション」参照）を掲載すること。
- ・「AMAZING AICHI Japan」各言語版ページの二次元コードを作成し、パンフレットに掲載することで、ウェブサイトと連動して情報が得られる仕組みとすること。

3 成果物

次のものを CD-R 又は DVD-R に保存して納入すること。

- (1) Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応した次の版下データ
 - (ア) 再編集可能なデータ
 - (イ) アウトライン化済みのデータ
- (2) PDF ファイル（ウェブ掲載用に適切なデータサイズに加工したもの）

4 納入場所

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

5 納入期限

2025 年 9 月 30 日（火）

6 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書によること。
- (2) 委託業務の実施に十分な経験と調整能力を有する者を従事させるとともに、作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。

- (3) 本県及び関係者との連絡を密にし、進行状況を適宜報告するとともに、十分な調整のもとに業務を遂行すること。
- (4) 2024 年度に作成したパンフレットの編集可能なデータは本県から提供する。
- (5) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (6) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 本業務により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (8) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

7 その他

- (1) 本件委託業務の成果物に関する著作権等（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）は、すべて本県に帰属するものとし、受託者に事前に連絡することなく、本県が加工及び二次使用できるものとする。ただし、受託者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受託者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。
- (2) 受託者は本著作物に関し、委託者又は委託者から本件著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本件業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。
- (3) 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。また、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、一切受託者の責任において

処理するものとする。

- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。